

あそびべ、とべ。



四国 | えひめ

砥部

T O B E

DX

デジタルで快適・便利なまちづくり



第2次砥部町DX推進計画



令和7（2025）年3月

砥部町

目 次

序章 DXとは	1
1 デジタル化の3分類	2
第1章 計画策定について	3
1 趣旨と目的	3
2 位置付け	4
3 計画期間	5
第2章 デジタル化社会の現状	6
1 国の動向	6
2 愛媛県のDX	7
3 砥部町のDX	8
第3章 DXの骨子	10
1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 個別施策	12
4 共通指針	22
5 アクションプランの方向性	23
第4章 改革の推進方法	24
1 推進体制	24
2 進行管理	25
3 推進に当たっての留意事項	26
参考 用語の解説	27

序章 DXとは

デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）とは、一般に、デジタル技術による社会経済の変革を意味しており、本計画では、DXを「行政や住民・事業者等が、デジタル技術も活用して、住民本位の行政を実現し、地域社会等を再構築するプロセス」と定義します。

また、本計画では、ICT（情報通信技術）化とDXを明確に区別し、いわゆる「デジタル化」を次頁の3つの分類でとらえています。ICT化の主眼は、効率化を主な目的として業務をICTに代替することにあります。DXの主眼は、住民サービスの向上を主な目的として、デジタル技術を用いて課題を解決するとともに、新たな価値を生み出すことにあります。

したがって、ICT化の視点は業務本位であり、業務効率化、省力化、コスト削減等の言葉に親和性があり、部分的な取組みでも効果が得られます。一方、DXの視点は住民（利用者）本位であり、UI（扱いやすさ）、UX（満足度）、ユーザー目線等の言葉に親和性があり、組織や社会での全体的な対応が求められるとともに、情報格差を生み出さず、誰ひとり取り残さないというインクルージョン（包摂）の姿勢が不可欠となります。

第1章 計画策定について

1 趣旨と目的

近年、ICTの急速な発展は、私たちの生活に大きな変革をもたらしてきました。スマートフォンやタブレット端末等の機器の普及に伴い、いつでも、どこでも、だれでも、インターネットを介して、必要な情報を取得できるようになるとともに、これらの技術は、「労働力不足の解消」や「持続可能な社会への貢献」といった社会そのものを支える役割を担っています。

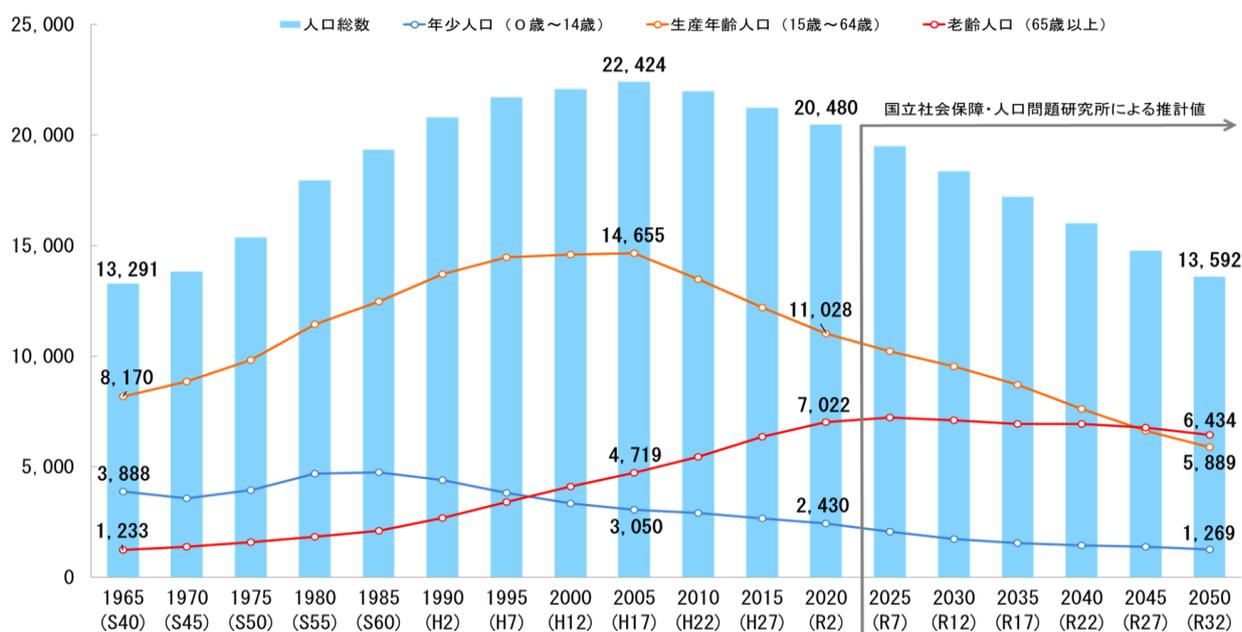
また、令和2（2020）年に世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与え、様々な分野でこれまでと異なる生活様式や働き方が求められ、ICTが果たす役割は、より大きなものとなりました。

このような状況を踏まえ、今後更に多様化する地域課題を的確に把握した上で、ユーザー目線でICTを効果的に利活用していくことが重要となります。

砥部町（以下、「本町」という。）では、住民サービスの向上を主な目的とし、地域課題を解決し新たな価値を生み出すための手段として、デジタル技術を活用するための指針となる、「砥部町DX推進計画」を令和4年度に策定し、着実に推進してきました。

本計画は、「砥部町DX推進計画」の基本理念を踏襲し、DX推進の施策を的確に実施するための方向性を示します。

総人口と年齢3区分別人口の推移



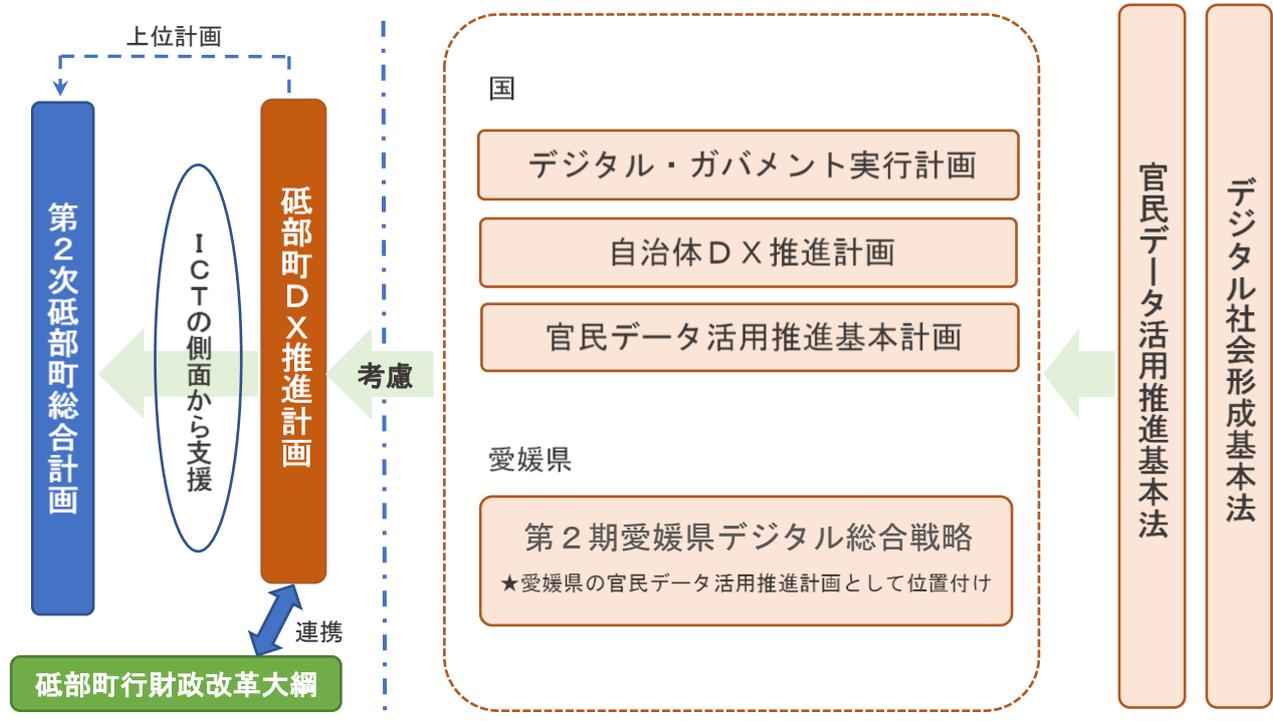
2 位置付け

本計画は、第2次砥部町総合計画で掲げる目指すべき将来像「文化とところがふれあうまち」の実現をICTの側面から支援するための計画と位置付けています。

また、本計画では、本町の情報化に向けた方針を示すとともに情報化に資する個別施策を取りまとめており、砥部町行財政改革大綱と連携が取れた計画となっています。

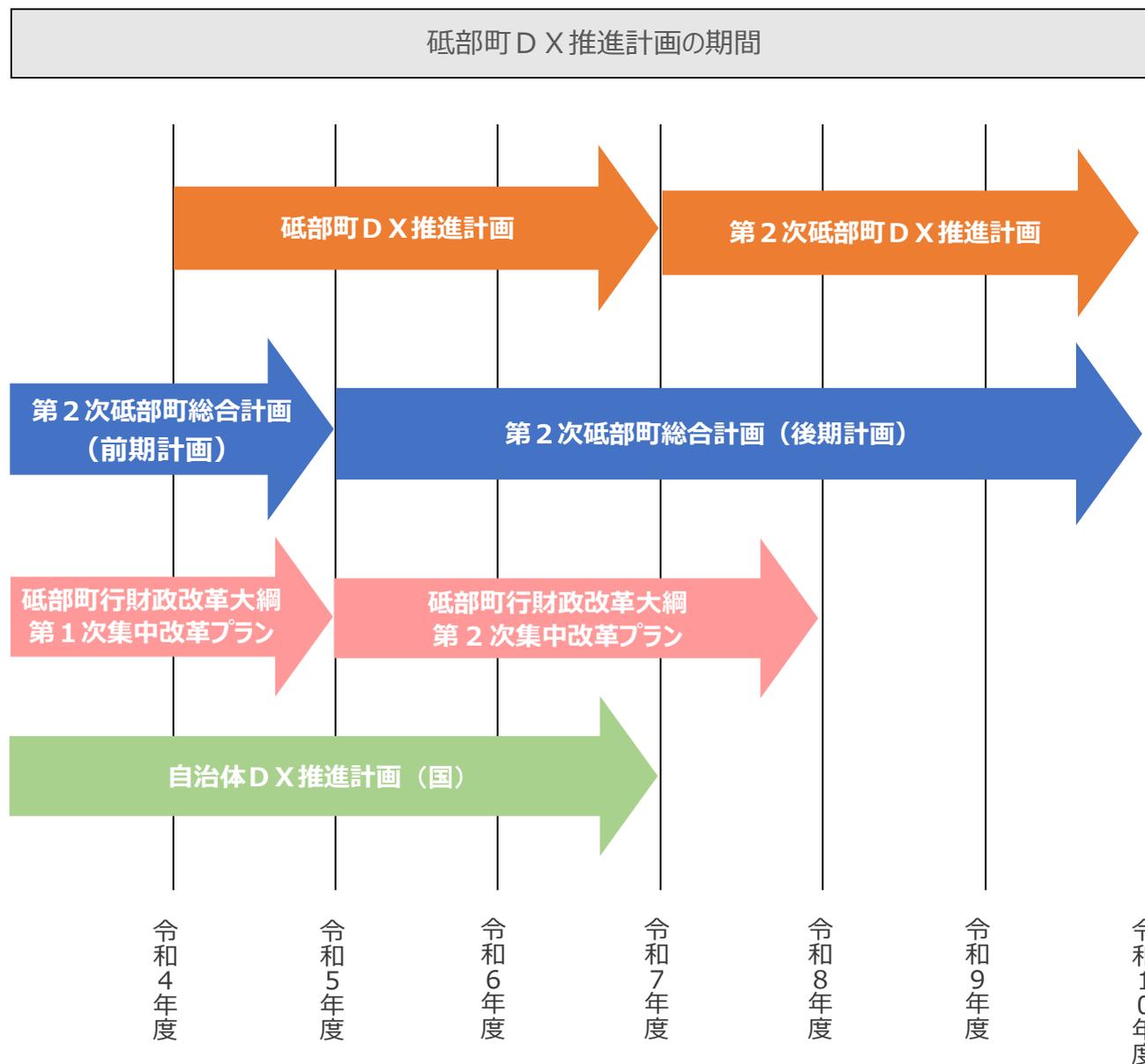
なお、本計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項「市町村官民データ活用推進基本計画」に位置付けています。策定にあたっては、国の「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体DX推進計画」及び愛媛県の「第2期愛媛県デジタル総合戦略」を勘案しており、国・愛媛県の施策とも整合性が取れた計画となっています。

砥部町DX推進計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。ただし、必要に応じ、毎年度見直しを実施するとともに、ICTの進展や社会環境の変化が非常に速い現状や国の自治体DX推進計画の動向等を踏まえ、3年後に抜本的な見直しを実施します。



第2章 デジタル化社会の現状

1 国の動向

国においては、令和2年（2020年）7月17日に閣議決定された、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」で、「新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現」に向けて、行政のデジタル化の徹底やマイナンバーの活用の促進等を進めていくこととしています。

また、推進する取組みを具体化・加速化する必要があることから、令和2年（2020年）12月25日の閣議決定により「デジタル・ガバメント実行計画」が改訂されるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策については、令和2年（2020年）12月25日の閣議決定にて「自治体DX推進計画」が策定され、デジタル社会の構築に向けた自治体の取組みがとりまとめられました。

そして、令和3年（2021年）5月にはデジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定にかかる基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定するデジタル社会基本法（令和3年法律第35号）をはじめとするデジタル改革関連6法が成立し、9月には、デジタル社会の形成に関し行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁が設置されるなど、DXを急速に加速させています。



2 愛媛県のDX

愛媛県においては、令和3年（2021年）3月には、全国に先駆け愛媛県デジタル総合戦略を策定し、知事及び県下20自治体の全ての市長・町長が「愛媛県・市町DX協働宣言」に署名し、「チーム愛媛」としてDXにおける協働の取組みを行いました。

そのような中で、DXを推進する取組みはまだまだ途上であり、人口減少下にあっても持続可能で、県民が成果を実感し、安心して心豊かな生活が送れるデジタル社会の実現に向け、第1期戦略のコンセプトを継承した新たな戦略として「第2期愛媛県デジタル総合戦略」を、令和6年（2024年）3月に策定しました。

具体的な取組みとしては、全国に先駆けた「デジタル実装の聖地」を目指し、民間企業や市町、大学と連携しながら、デジタル実装を加速させることとしています。

第2期デジタル総合戦略体系

		戦略（18）	戦術（77）				
基本理念 デジタルでつなぎ切り拓く、活力と安心感あふれる愛顔のえひめ P5	推進体制 最高デジタル責任者（CDO）を司令塔とする愛媛県デジタル総合戦略本部 P9	行政のDX P10 1. 聖域なきDXの断行 2. 手のひら県庁の加速化 3. 働き方のトランスフォーメーション 4. データ利活用の推進 5. 事業のデジタルシフト 6. チーム愛媛のDX	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続き・窓口業務のオンライン化 職員のデジタルリテラシーの向上 官民共創拠点の設置 データ利活用・オープンデータの推進 県・市町連携の深化によるDX推進 高度デジタル人材のシェアリング デジタル人材の育成に係る共通方針の策定【新規】など25項目 				
基本方針 県民本位・市町との協働・官民共創 P8	戦略期間 令和6年度から令和8年度の3年間 P9			暮らしのDX P14 1. 安全・安心なスマート防災の実現 2. デジタルによる防犯・交通安全の推進 3. デジタル教育先進県えひめの加速化 4. デジタルによる自分らしい生活の実現 5. ライフステージに応じたDXの推進 6. デジタルでつなぐまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した災害対応能力の向上 デジタル技術やデータを駆使した防犯・交通安全 子どもの学びのデジタルシフト eスポーツの推進 データ利活用による健康増進 医療情報の伝達や共有の促進 地域の住民による課題解決の実現【新規】など29項目 		
基本姿勢 改革に挑戦・実装に挑戦・徹底したデータ利活用に挑戦 P8	戦略KGI 1. デジタル人材の輩出（約6,000人） 2. 一人当たり県民所得（288.4万円） 3. 仕事や暮らしが豊かになるデジタル社会に関する県民の実感（令和8年度まで毎年向上） P9					産業のDX P18 1. 産業のDXを担う人材・企業づくり 2. スマート農林水産業の愛媛発モデルの展開 3. スマートものづくりによる技術革新 4. デジタルによる営業活動の強化 5. 一歩先行くデジタルマーケティングの実践 6. 共創による次代に向けた価値創造	<ul style="list-style-type: none"> 未来を切り拓くデジタル人材の育成・確保 官民共創DXによる地域経済活性化 ワーケーションとサテライトオフィス誘致の促進 スマート農林水産業の推進 デジタルツールを活用した営業活動の推進 官民データの利活用によるデジタルマーケティングの実施 データを活用した観光振興、自転車新文化の発信など23項目
位置付け 愛媛県総合計画の分野別計画、官民データ活用推進計画 P9							

3 砥部町のDX

(1) 砥部町の取組み

本町では、ICT技術の更なる活用及び町のDX推進のため、令和2年度にDXを推進するため企画政策課の中に、情報化推進係を設置するとともに、所掌事務の見直しも行いました。

令和4年度以降は、砥部町DX推進計画を策定し、住民サービスの質を維持していくため、効率的な行財政運営や業務効率化を主眼とするICT化にとどまらず、DXの推進を通じて、時間や空間の制約を克服しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造を促し、住民本位の行政や持続可能な地域社会の実現を目指す必要があると考え、3つの基本方針に基づいて取り組んで来ました。

主な取組内容としては、システムの更改に関する検討や、デジタル人材の育成に向けた研修会の実施、AIチャットボット等の導入による定型業務の負荷軽減に取り組みました。

その他にも、県・市町で連携し、高度デジタル人材をシェアリングし、各市町におけるDXの意識醸成を実施するとともに、高齢者においてもデジタル化のメリットを実感できるよう、スマートフォン講座を実施しました。

また、住民サービス向上の視点から、各種行政手続きのオンラインサービスや、施設利用予約システムの導入を行ってきました。

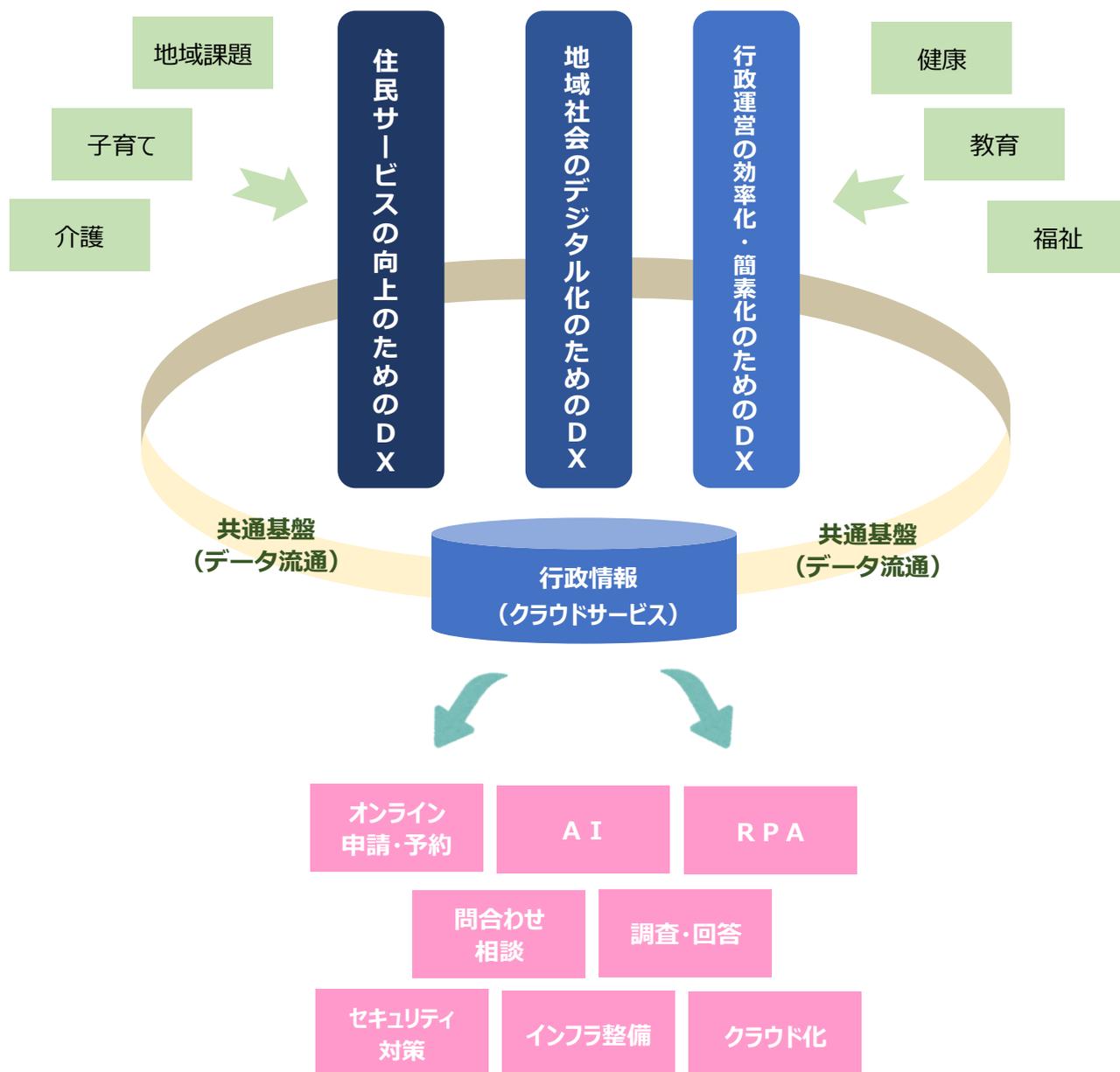
基本方針	取組み内容
住民サービスの向上	住民がスマートフォンなどで簡単・迅速に完結できるオンライン手続きを推進し、「役場に行かない」実現を目指します。また、「待たない・書かない窓口」を実現するため、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスを提供します。
行政運営の効率化・簡素化	職員の意識改革を通じて業務プロセスの見直しや業務改革を徹底し、情報システムのクラウド化を見据えたシステムの運用改善を進めます。デジタル技術を活用したツールの利用やデジタル化を推進し、持続可能な行政サービスを提供します。
地域社会のデジタル化	行政保有データを活用する環境整備を進め、地域や民間サービスにおけるデジタル化を支援します。誰もがデジタル技術を活用できる地域社会を目指します。

(2) 砥部町の目指すデジタル化

本町のDXは、本計画に掲げる将来像である「文化とこころがふれあうまち～デジタルで快適・便利なまちづくり～」の実現を目標に、様々な要素からアクションプランを検討・実行していきます。

アクションプランは、基本方針と整合性をとるため、「住民サービスの向上のためのDX」、「行政運営の効率化・簡素化のためのDX」、「地域社会のデジタル化のためのDX」の3つに分けています。

また、将来的には、住民・企業・教育機関・医療機関・行政が協業体制を築くため、信頼性のある自由で安全なデータ流通を目指すなど、デジタル化や地域全体の繋がりを支える基盤として、町内のインフラ整備の検討も進めていく必要があると考えています。



第3章 DXの骨子

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり定めます。基本理念は3つの要素からなり、各要素には実現に向け配慮すべき視点を定めています。また、基本理念に基づき、3つの基本方針を掲げ、課題等に対応するデジタル技術の活用を効果的・効率的に進めます。実施にあたっては、「住民を始めとした利用者の視点」、「業務の効率化の視点」を踏まえた業務の見直しを行い、住民本位のデジタル化を目指すとともに、本町の将来像実現に向けた取組みを推進していきます。

(1) 将来像

文化とこころがふれあうまち

～デジタルで快適・便利なまちづくり～

2 基本方針



基本方針 1 住民サービスの向上

住民が、スマートフォン等で簡単・迅速に完結できるオンライン手続きの推進など、「役場に行かない」の実現を推進するとともに「待たない・書かない窓口」を実現するため、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスの提供を目指します。



基本方針 2 行政運営の効率化・簡素化

職員の意識改革により、業務プロセスの見直しや業務改革を徹底し、情報システムのクラウド化を見据えた見直しや円滑で安定的なシステムの運用に取り組むとともに、デジタル技術を活用したツールの利用などのデジタル化を推進することで、行政運営の効率化・簡素化に取り組み、持続可能な行政サービスの提供を目指します。



基本方針 3 地域社会のデジタル化

地域の課題解決及び地域経済の活性化のために、行政保有データを活用することが出来る環境の整備を推進するとともに、地域や民間サービスにおけるデジタル化を支援し、誰もがデジタル技術を活用できる地域社会を目指します。

3 個別施策

基本方針	基本施策及び主な取組み
方針 1 住民サービスの向上	(1) マイナンバーカードの普及・利活用 <ul style="list-style-type: none">① マイナンバーカードの普及② マイナンバーカードの利活用 (2) フロントヤード改革の推進 <ul style="list-style-type: none">① 行政手続のオンライン化の拡充② キャッシュレス決済の拡充③ 窓口 DX の導入 (3) 新たな情報発信手段の調査・研究
方針 2 行政運営の効率化・簡素化	(1) B P R の取組みの徹底 <ul style="list-style-type: none">① バックヤード改革の推進② ペーパーレス化の推進 (2) 生成 A I の活用による文書作成や問合せ対応業務の効率化 (3) 情報システムの標準化・共通化 (4) 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none">① テレワークの推進② 勤怠管理システムの導入
方針 3 地域社会のデジタル化	(1) データの利活用 <ul style="list-style-type: none">① オープンデータ化の推進 (2) デジタル人材の確保・育成 <ul style="list-style-type: none">① 次世代を担う児童・生徒の育成② 柔軟かつ着実な人材確保・育成 (3) デジタルデバイド対策 (4) デジタル化における県と市町の協働・共創

基本方針 1 住民サービスの向上

住民が、スマートフォン等で簡単・迅速に完結できるオンライン手続きの推進など、「役場に行かない」の実現を推進するとともに「待たない・書かない窓口」を実現するため、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスの提供を目指します。

(1) マイナンバーカードの普及・利活用

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年（2019年）6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和3年（2021年）3月から本格運用が開始された健康保険証としての利用等の案内を着実に進め、オンライン手続等の住民サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードを活用し利便性を向上することで、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していきます。

① マイナンバーカードの普及

行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及を進めるために、出張申請受付や交付窓口の時間延長など、交付体制の充実に取り組むとともに、マイナンバーカードの申込みにおいては、役場窓口でオンライン申請が出来る体制整備に取り組めます。また、マイナンバーカードに係る窓口体制を一本化することで、円滑な普及促進を目指します。

広報・啓発活動においては、コンビニ交付サービスや健康保険証利用など、現在、利用できるサービスの利便性を周知することで、マイナンバーカードの普及促進に取り組む、住民サービスの向上を図ります。

② マイナンバーカードの利活用

国の取組みとして、令和3年（2021年）10月から保険証としての利用を開始するとともに、令和6年（2024年）末には、運転免許証とマイナンバーカードが一体化することが予定されるなどマイナンバーカードの利活用に向けた取組みを進めています。

本町の取組みとしては、平成29年（2017年）7月からは、子育てワンストップサービスの運用を開始しており、令和3年（2021年）1月からは、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスも開始しています。

今後は、本人確認が必要となる手続きのオンライン化の拡充、マイナンバーカードの機能を活用した役場等の窓口業務における申請書等の住所、氏名等の記載の省力化及び公共施設等での施設利用者証としての利用など住民ニーズに合った利活用に取り組めます。

(2) フロントヤード改革の推進

「すぐ使える」「簡単」「便利」な住民サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）を推進し、利用者中心の住民サービスを実現します。

① 行政手続のオンライン化の拡充

従来は窓口に出向く必要のあった行政手続において、スマートフォン等を利用して「いつでも」「どこからでも」申請できるよう令和5年度オンライン申請システムを導入しました。今後も住民の利便性向上に資するため、更にオンラインで行政手続できる申請を増やし、役場窓口に来なくても行政手続ができる便利な町を実現します。

申請のオンライン化だけでなく住民への通知等のオンライン化も検討し、住民の利便性向上を図っていきます。

また、国がデジタル・ガバメント実行計画内で示している「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」等を参考に、本町が優先的にオンライン化するとともに、その他の手続についても、法令等の制約がある手続や、対面での対応が必要な手続を除き、オンライン化に取り組めます。

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続	
① 図書館の図書貸出予約等	⑦ 道路占用許可申請等
② 文化・スポーツ施設等の利用予約	⑧ 犬の登録申請、死亡届
③ 研修・講習・各種イベント等の申込	⑨ 職員採用試験申込
④ 地方税申告手続（eLTAX）	⑩ 入札参加資格審査申請等
⑤ 軽自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	⑪ 入札
⑥ 水道使用開始届等	⑫ 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求

② キャッシュレス決済の拡充

本町では令和5年度オンライン申請、施設利用予約システムなどを導入することで手数料・使用料の支払いをオンライン決済にて納付できるようにするとともに、町税の納付や窓口における手数料の納付においても、QRコードや電子マネーなどによりキャッシュレスで支払うことが可能になり、現金を使用せずにスムーズに支払いができるようになりました。

今後は、国が進める公金収納のデジタル化を見据え、あらゆる公金においてキャッシュレス決済を実現し、住民サービスの向上に努めます。

③ 窓口DXの導入

窓口手続のデジタル化を推進するため、書かないワンストップ窓口等の導入に向けたBPR（業務改革）を行い、窓口業務のデジタル化（オンライン申請の拡大、通知のオンライン化、書かない窓口、ワンストップ窓口等）を実現することで住民の利便性向上を目指します。

（3）新たな情報発信手段の調査・研究

本町が現在行っているホームページや広報紙等での情報発信に留まることなく、マイナポータルやSNS等を有効に活用し、町政情報や案内通知等を効果的に発信できる手段について、引き続き調査・研究を進めます。

職員の意識改革により、業務プロセスの見直しや業務改革を徹底し、情報システムのクラウド化を見据えた見直しや円滑で安定的なシステムの運用に取り組むとともに、デジタル技術を活用したツールの利用などのデジタル化を推進することで、行政運営の効率化・簡素化に取り組み、持続可能な行政サービスの提供を目指します。

(1) BPRの取り組みの徹底

デジタル化やデジタル技術の活用を阻害する、アナログ的な手法（人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示など）を前提としたルール（規制）とするのではなく、行政組織全体でデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現することが不可欠です。

また、行政手続きをデジタル化しても、職員の作業で紙を使うなど業務プロセスにアナログ手続きが残っていると業務量が増えかねないという問題が残ります。

そこで、既存の業務フローや制度、法令などを、デジタル技術を活用可能な状態へと変えていく取り組みである、BPR（業務改革）の徹底が必要となってきます。

そのためには、「自分たちでデジタル化をデザイン」する必要があり、自らが組織課題を見つけ、デジタルに沿ったやり方に変えていく必要があることから、「アナログ業務改革」を目指します。

① バックヤード改革の推進

「基本方針 1 - (2) フロントヤード改革の推進」にて進める住民目線での窓口改革を進めるだけでは、住民は便利になっても職員の業務負担が増えかねない状況となり得ることから、住民側の手続き業務であるフロントヤードから職員側の業務であるバックヤードまでの一連の業務をエンドツーエンドで一体的に見直し、その中で最適なデジタル技術を選択していく必要があります。

そこで、フロントヤード改革と両輪でバックヤード改革を進める必要があり、現在のアナログ業務を見直しながら、自らが組織課題を見つけ、デジタルに沿ったやり方に変えていくことが重要です。そのためには、職員が「自分たちでデジタル化をデザイン」する意識をもって改革に取り組むことで、職員の負担を減らすと同時にサービスや業務の質が上がり、「役場が変わった」と感じられるような窓口改革を目指します。

② ペーパーレス化の推進

現在、本町では文書の収受から廃棄までのサイクルを紙で管理しており、廃棄までの期間を大量の紙文書で保管していますが、デジタル技術の進展により、文書管理についても文書管理システムの導入、電子決裁システムの導入などによりデジタル完結とすることで、文書収受から廃棄までのサイクルを一元管理することが可能となります。また、職員が使用しているパソコンを順次ノートパソコンに移行することで、内部会議資料等のペーパーレス化、庁内事務の電子決裁化を進め、今後発生する庁内の紙文書を削減するとともに、文書管理の適正化、文書保管に係るコストの削減、文書管理業務の効率化等を図り、ペーパーレス化を推進していきます。

(2) 生成A I の活用による文書作成や問合せ対応業務の効率化

定型文書の作成や問い合わせ対応業務に多くの時間を費やしている現状を改善するため、生成AIを導入します。これにより、職員は政策立案や住民サービスの向上といった、より創造的で人間的な対応が必要な業務に注力できるようになり、住民満足度の向上と職員の業務量削減の両立を目指します。

(3) 情報システムの標準化・共通化

地方公共団体システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に基づき基幹系20業務システムについて、令和7年度末までに国が整備等を進めている共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービスの「Gov-Cloud（ガバメントクラウド）」を活用した、国の標準仕様準拠システムへの移行を行います。

本町においてもシステムの標準化に対応するためにBPR（業務改革）を行い、現行業務と標準システムのFit & Gap分析、システムの運用に係る業務連携の精査など、円滑なシステム移行ができるよう準備を行っていきます。

(4) 働き方改革の推進

多様で柔軟な働き方を可能にするため、デジタル技術を活用し、庁内業務の効率化を図ることで、職員一人ひとりのライフステージや家庭状況に合わせた、ワーク・ライフ・バランスの確保を目指します。

① テレワークの推進

仕事と生活の両立を可能とする職員のワーク・ライフ・バランスの実現や災害発生時における対応においても、職員がどこからでも柔軟に仕事ができる環境の構築が求められています。

在宅勤務をはじめとするテレワークの推進を図るため、リモートアクセス環境の構築にかかるインフラ整備や、ペーパーレス化、電子決裁化等をはじめとする業務改革、勤務形態の見直し等を行い、テレワークの導入に向けた取組みを進めていきます。

② 勤怠管理システムの導入

テレワークや時短勤務など多様な働き方が普及し、労働時間の管理は煩雑化しています。現行では、勤務状況をタイムカードや出勤簿、年次有給休暇簿、時間外勤務命令簿等でアナログ管理しており、現状のままでは、今後ますます多様化・複雑化する労務管理への対応は困難となることから、管理方法について見直す必要があります。

勤怠管理のシステム化により、職員の勤務状況を把握し、適正な人員配置や業務効率の向上、時間外勤務の縮減を図るため、勤怠管理システムの導入を目指します。

基本方針 3 地域社会のデジタル化

地域の課題解決及び地域経済の活性化のために、行政保有データを活用することが出来る環境の整備を推進するとともに、地域や民間サービスにおけるデジタル化を支援し、誰もがデジタル技術を活用できる地域社会を目指します。

(1) データの利活用

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、本町が保有するデータのオープンデータ化を推進します。その際、住民や事業者等の利益が損なわれることがないように、オープンデータ化を推進します。

① オープンデータ化の推進

国が地方公共団体向けに提示するオープンデータの「推奨データセットフォーマット標準例」等を参考にして、本町が保有するデータのオープンデータ化を推進することにより、公民連携を通じた地域課題の解決、地域経済の活性化、行政事務の効率的推進等を図ります。

また、「まつやま圏域未来共創ビジョン」に基づき圏域6市町の公共データをオープンデータとして公開することで、住民の利便性の向上や、新たなビジネスの創出に繋げるなど地域の活性化や様々な地域課題の解決を図ります。

また、さらなるデータの利活用がDXにおいても必要不可欠であることから、様々な分野でデータが活用できるよう、本町が所有するデータのオープン化を積極的に推進していきます。

<現在の本町のオープンデータ（令和6年度（2024年度））>

A E D設置箇所一覧	文化財一覧	公衆無線LANアクセスポイント一覧
指定緊急避難場所一覧	公園施設一覧	小学校・中学校・学校給食施設一覧
幼稚園・小学校・中学校給食献立一覧	公民館・分館一覧	子育て施設一覧
行政区別人口	年齢別人口	オープンデータ一覧
小・中学校通学区域一覧	行政区一覧	公衆トイレ一覧
公共施設一覧		

<今後予定しているオープンデータ（例）>

観光施設一覧	イベント一覧	消防水利施設一覧
支援制度情報		

（2）デジタル人材の確保・育成

急速に進展する情報流通社会において、データを適切に活用するためには、ICTやデータ活用に係る知識や能力を持つ人材の確保・育成が重要です。

① 次世代を担う児童・生徒の育成

「GIGAスクール構想」の一環で町内の小・中学校において、児童・生徒へ1人1台のタブレット端末を整備し、オンラインも含めた、児童生徒に合わせた個別最適な教育を目指して行く中で、情報活用能力をはじめとする、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けるための環境整備も必要となります。

しかしながら、デジタル環境、教材が拡充していく一方で、児童生徒及び教職員によっては、活用力の格差が拡大していく懸念があることから、デジタル教材の利活用についてのスキルアップを図っていきます。

② 柔軟かつ着実な人材確保・育成

進展のスピードが極めて速いデジタルテクノロジーを活用し、行政サービスの質の向上を図るためには、庁内にデジタルを使いこなすことのできる人材を確保・育成する必要があります。

そこで、専門的な知識等を有する外部人材の活用やデジタルスキルを有する人材を戦略的に確保するなど、効果的な人材の確保策を展開します。

また、自立的にDXを推進していくためには、職員のデジタルリテラシーの向上が必要なことから、基礎的知識の習得に加え、経験年数や職位に応じた研修等を実施し、デジタル技術やデータの活用を前提とした業務に対応できる職員の育成を図ります。

なお、庁内デジタル人材を育成する上で、庁内の各分野において、町民や地域と連携しながら、地域情報化（地域DX）につなげていく必要もあることから、庁内人材の発掘を含めた人材育成も目指します。

（３）デジタルデバイド対策

デジタル技術が急速に発達し、インターネットやICTによるサービスを中心としたデジタル社会に移行する過程で、ICTの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消にむけた取組みを推進していきます。

また、行政手続におけるオンライン申請など行政におけるデジタル化も加速的に進む中で、災害情報や行政手続がデジタル活用に不安な方にも利用いただけるよう、スマートフォン教室などを通じて、デジタル機器を利用し、住民が必要な情報を必要な時に取得できるデジタル社会の実現を目指していきます。

（４）デジタル化における県と市町の協働・共創

愛媛県と県内各20市町では、共通する地域課題について、「チーム愛媛」で解決に取り組んできた実績や経験を有しており、DXの推進に当たっても、これまでに蓄積してきた連携や協働のノウハウに加え、新たにデジタル上で構築する連携・協働のためのプラットフォーム等を効果的に活用することで、より一体的な取組みとなり、住民が時間・場所を問わずに最適な形で必要とする行政サービスを受けられるよう推進します。

4 共通指針

様々なDXの取組みを進めていく上で、共通的な手順を「指針」として定めます。

序章にもあるように、D（デジタル）X（改革）は、改革が趣旨であり、あくまでも、デジタル技術はその手段と位置付けています。

改革にあたっては、あるべき姿を明確にし、何のため（誰のため）に事業等に取り組むのか再確認することで、あるべき姿と現状の比較から、ギャップ（課題）を洗い出し、ギャップ（課題）を埋めるための行動や仕組みを協議しながら、最終的にデジタル技術を活用できないか検討していきます。

【DX改革を推進するための手順】



5 アクションプランの方向性

(1) 概要

第2次砥部町DX推進計画を確実にかつ効率的に実行していくために、「砥部町DX推進計画アクションプラン」を踏襲し、更なる進化を目指したアクションプランを策定します。

また、アクションプランでは、第2次砥部町DX推進計画で掲げる基本理念・基本方針・共通指針に基づく個別施策を具現化していくために、令和7年度以降で実施していく具体的な施策、スケジュール、成果指標などを示しますこととします。

(2) 成果指標

アクションプランで示す具体的な施策については、進捗状況の確認や評価を適切に行うために目指すべき成果指標を設定します。

成果指標は、以下の2つで構成します。

① 数値目標 (KGI : Key Goals Indicator)

数値目標 (KGI) とは、各施策における最終的な到達目標を示すもので、計画期間全体における各施策の達成度を測る指標となります。

③ 実施評価指標 (KPI : Key Performance Indicator)

実施評価指標 (KPI) とは、数値目標 (KGI) の達成に向けての計画期間の途中段階における達成状況を定点観測する指標となります。

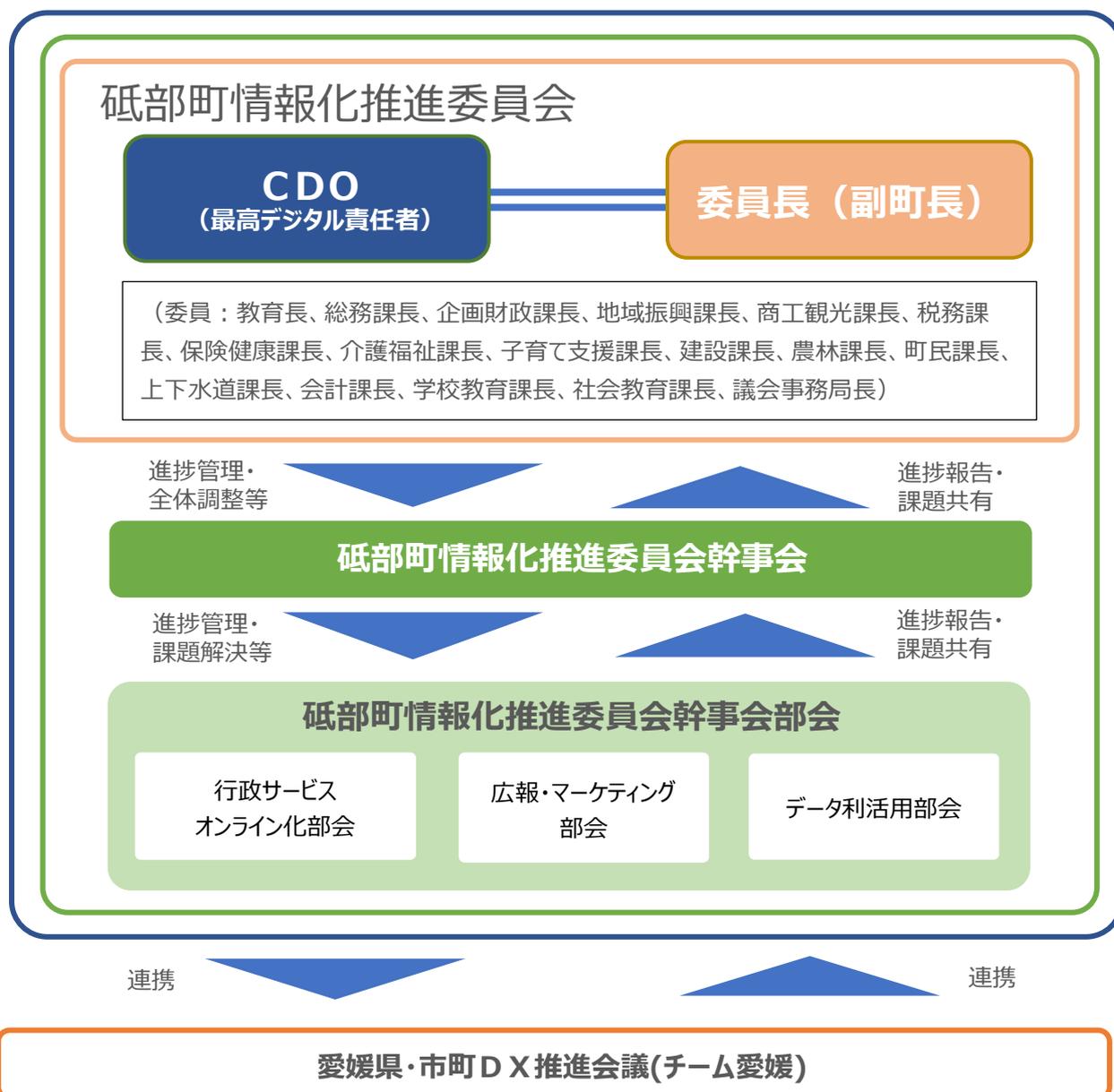
第4章 改革の推進方法

1 推進体制

DXの推進は、企画財政課と生活、健康・福祉、子育て等の担当課との連携、協力が不可欠であるとともに、情報化施策の円滑な推進を図るため、内部組織である「砥部町情報化推進委員会」のもとで各取組みの進捗管理を実施し、各取組みの加速・推進にあたっては、「砥部町情報化推進委員会幹事会」を組織する等、柔軟な体制づくりを行います。

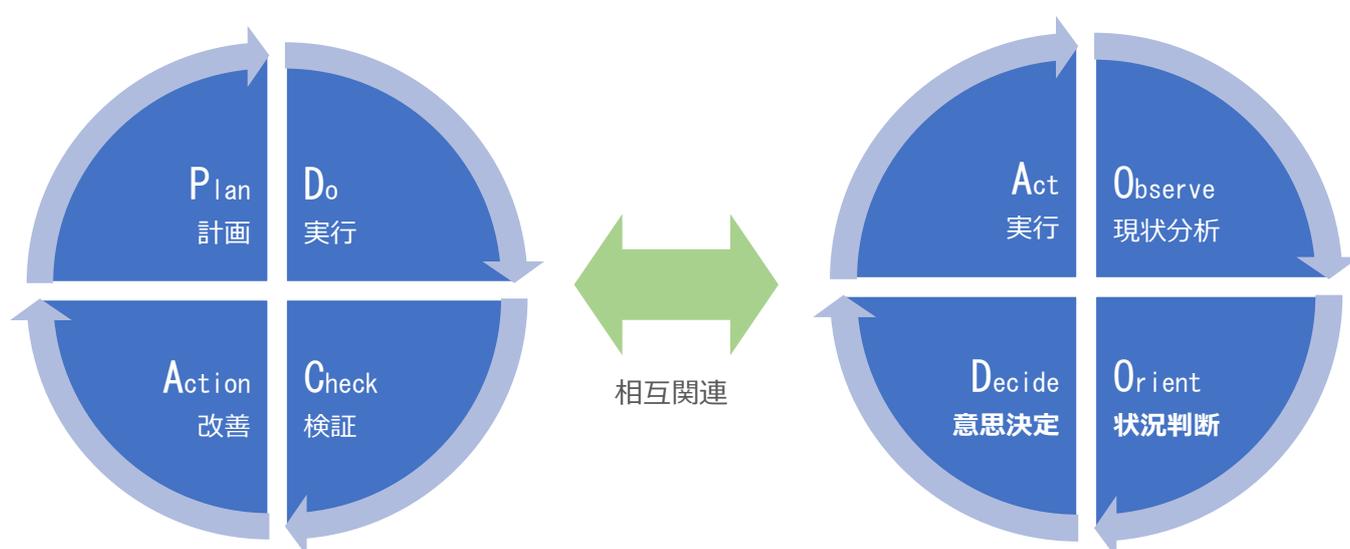
また、「To-Be政策検討プロジェクトチーム」が主体となり、DXの推進の一翼を担うとともに、職員自らがDXの取組みを提案できる体制の整備を行います。

なお、愛媛県と連携した専門的知見から助言ができる外部人材の活用や、国・県の支援策も積極的に活用し、内部デジタル人材の育成を図ることで、計画推進における体制も強化していきます。



2 進行管理

各アクションプランの進行管理にあたっては、アクションプランで設定する成果指標に基づき、P D C Aサイクルで毎年改善を行うものとし、砥部町情報化推進委員会で進捗状況等を確認しますが、加速的に進むデジタル化社会においてはスピードが重視されることから、P D C Aサイクルで対応できない事項については、O O D Aループを活用し、急激な技術進歩の動向や財政状況、国の動向等を見極めながら計画の変更の要否も含めて継続的に検討し、計画の進行管理を行います。



3 推進にあたっての留意事項

(1) 情報セキュリティ対策

本計画の推進にあたっては、本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年（2014年）法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年（2015年）9月4日閣議決定）」、「砥部町情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保します。

(2) 個人情報の適正な取り扱いの確保

本町は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年（2003年）法律第57号）」に基づき、本町が保有する個人情報を保護するとともに、「砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例」で個人情報及び特定個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、適正に取り扱っています。

また、特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年（2013年）法律第27号）」第28条に基づき、地方公共団体が特定個人情報の取扱いについて自ら事前に評価する制度である特定個人情報保護評価（PIA）を実施し、町ホームページで公表するなど、個人情報保護制度の適正な取り扱いを確保します。

(3) EBPM・アジャイルの実践による最適化の推進

複雑化、高度化する様々な地域課題等に対し、データを収集・分析し、正しくエビデンスを構築することは、施策の根拠づけや成果指標の設定などの根幹であり、EBPMの考え方を、政策形成プロセスの基本としていく必要があります。

そのためには、国等が公開しているオープンデータ、SNS等のビッグデータを整理する手段について、整理・集約するなど、分野横断的にデータを活用して施策立案できる環境整備を進めます。

また、今後、人口減少社会へ対応していくためには、本町が保有する住民基本台帳等の基幹系業務データを分析活用することで、行財政運営の効率化を図る必要があることから、庁内データ連携基盤の構築を推進します。

なお、政策形成に当たっては、政策の効果をリアルタイムでモニタリングし、必要に応じて迅速に修正を加えることが必要となるため、アジャイル型のEBPMに取り組めます。

※参考 用語の解説

用語	解説
アジャイル	方針の変更やニーズの変化などに機敏に対応する能力のこと。
インターネット	世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークのこと。
インクルージョン (包摂)	誰も排除されず、全員が参画する機会を持つこと。
オープンデータ	公的機関等のデータを一定制限の下で誰もがアクセス、再利用、再配布できるように、フォーマット処理されて公開されたデータのこと。
オンライン申請	紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもの
官民データ	電磁的に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、自治体に共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
クラウド	情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、インターネット等の通信回線を経由して利用すること。
公民連携	少子高齢化をはじめとする時代の変化に伴い多様化、複雑化する町民ニーズに対応するため、多様な主体との「連携」を軸に据え、様々な手法を駆使して将来に渡り住民サービスを高いレベルで維持するとともに、持続可能な都市経営を行うための取組みのこと。
サイバー攻撃	PCやサーバーなどの情報機器を狙う攻撃で、ネットワークを経由し、情報の盗竊・改ざん、サービス停止、システムの破壊を行う攻撃のこと。
情報セキュリティ	大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたりしないよう必要な対策をすること
スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能に加え、アプリケーションを自由にに入れて利用できる携帯電話端末。

用語	解説
テレワーク	「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務」の3つの形態の総称で、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。
デジタルリテラシー	デジタル情報を正しく理解したり、利用・活用したりする能力のこと
標準システム	基幹業務システムについて、ガバメントクラウド上に構築された国の標準化基準を満たすシステムのこと。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータ等がある。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスであり、子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトのこと。
マイナンバー(個人番号)	日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

用語	解説
A I	「Artificial Intelligence」の略。 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般。あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般。
A I チャットボット	A I を使い、短い文字メッセージをリアルタイムにやり取りするチャットシステム上で、人間の発言に対して自動で適したメッセージを返し、擬似的に会話することができるソフトウェアのこと。「チャットボット」とは、“chat”（おしゃべり）と“robot”（ロボット）を繋いだ造語。
B P R	「Business Process Re-engineering」の略。 業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。
DX (デジタルトランス フォーメーション)	「Digital Transformation」の略。 ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
E B P M	Evidence Based Policy Makingの略。政府や自治体の政策について、統計データや各種指標などの客観的で合理的な根拠（エビデンス）に基づいて判断し、企画・実行すること。
Fit&Gap分析	情報システムの標準化・共通化に向けた作業工程のひとつ。事業者の提供する現行システムの機能について、国が作る標準仕様に適合（Fit）している点と乖離（Gap）している点を分析し、個別の対応の要否を検討する工程。
I C T	「Information and Communication Technology」の略。 情報や通信技術に関する技術総称のこと。「情報通信技術」と和訳されることが多い。ITとほぼ同義の言葉で本計画では引用等以外「ICT」を利用します。
I o T	「Internet of Things」の略。 モノのインターネットと呼ばれ、電子機器や車といったあらゆるモノに通信機能を持たせることで、相互に通信できるほか、インターネットにつながり情報をやり取りすること。
R P A	「Robotic Process Automation」の略。 これまで人の手により端末で行ってきた定型作業を、事前に覚えさせたルールを元に、自動で作業を行うツールのこと。
S N S	「Social Networking Service」の略。 情報共有・コミュニティ型のサービスやWebサイト。

用語	解説
U I	User Interface の略称。ウェブサイトやアプリの表示画面の見た目や操作性（扱いやすさ）。
U X	User Experience の略称。「利用体験」、「利用者体験」等の意味で用いられる。広義には、商品やサービスを使って得られる感想・実感や満足度。



発行年月：令和7年3月

発行：愛媛県 砥部町

編集：砥部町 企画財政課

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 番地

T E L : 089-962-2323 (代表)